契約における実質的な競争性 の確保に関する調査 一役務契約を中心として一 結果に基づく勧告

平成 26 年 1 月

総 務 省

前書き

国の公共調達については、過去に様々な問題が指摘されていることから、各府省においては、競争性のない随意契約から競争性のある一般競争契約等への移行、競争を事実上制限するような応札条件等の見直しを推進するとともに、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)を契機に、外部有識者からなる第三者機関を設置し、全ての契約について第三者による監視を行う体制を整備するなど、契約の適正化のための様々な取組を実施している。

また、内閣に設置された行政改革推進本部において決定された「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)においては、i)各府省は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定・公表すること、ii)各府省は、上半期終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況について自己評価を実施・公表すること、iii)行政改革推進会議(行政改革推進本部の下に設置)は、各府省の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること等とされ、政府全体として調達改善を推進することとされたところである。

一方、上記申合せにおいては、第三者機関は1者応札の案件については監視の重点事項とすることとされたが、2者以上の応札があった案件については、そうされておらず、競争性の高い契約方式により実施されているものの実質的な競争性が確保されていないものや、より効率的な契約実施方法への見直しの余地があるものなどがあることが想定される。

こうしたことから、今後、各府省においては、契約の実施状況等について分析・検証・評価を行い、それらの結果を踏まえた不断の見直しを行うことが重要となっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、国が締結する契約における実質的な競争性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、役務契約を中心として、各府省の契約における競争性の確保のための取組状況、共同調達等の実施状況、第三者機関による契約の監視の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

| 1 | į | 契約における実質的な競争性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・1 |
|-----|---|---|
| (1) |) | 実質的な競争性の確保のための見直しの推進1 |
| (2) |) | 適切な予定価格の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 |
| (3) |) | 低入札価格調査の適正な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・9 |
| (4) |) | 再委託等に係る手続の適正化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・12 |
| | | |
| 2 | 3 | 効率的かつ効果的な共同調達等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 |
| (1 | ′ | 共同調達等の実施による影響等の把握・検証等の実施及び調達の実 |
| | ţ | 施方法等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 |
| (2) |) | 各府省における共同調達等の取組の一層の推進・・・・・・・・・・・17 |
| | | |
| 3 | į | 契約に係る点検機能の一層の充実等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 |
| (1) |) | 第三者機関の運営方法等の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 |
| (2) |) | 内部監査の実効性の確保・向上・・・・・・・・・・・・・・・・・23 |
| | | |
| 4 | | 「電子調達システム」の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

1 契約における実質的な競争性の確保等

(1) 実質的な競争性の確保のための見直しの推進

契約における競争参加資格、応札条件、応募条件等(以下、これらを総称して「応札条件等」という。)の設定については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「18年8月財務大臣通知」という。)において、i)競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること、ii)仕様書は競争を事実上制限するような内容としてはならないことに留意しなければならないなどとされている。

また、競争性のない随意契約からより競争性の高い契約方式に移行した 後においても実質的な競争性が確保されることが重要であることから、「随 意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正 化に関する関係省庁連絡会議(注)申合せ。以下「19年連絡会議申合せ」 という。)において、各府省は、移行後の契約形態において、制限的な応札 条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないかなどの観点 から適切に点検し、応札条件等の緩和等の必要な措置を講ずることとされ た。

- 一方、総合評価落札方式の実施に当たっては、18年8月財務大臣通知に おいて、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要である ことから、落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率 よく反映させるための方策を講ずるよう努めることなどとされている。
- (注)公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議は、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」(平成24年12月7日閣議決定)により廃止された。

今回、18府省の計251会計機関(本府省及び外局の内部部局43機関並びに地方支分部局等208機関の支出負担行為担当官、契約担当官等をいう。以下同じ。)において、平成23年度から24年度上半期までに締結された契約案件のうち応札者、応募者等(以下、これらを総称して「応札者等」という。)が3者以下となっているものを中心に7,097件を抽出し、新規に受注するために応札又は応募(以下「応札等」という。)を希望する者を実質的に制限

する可能性がある事務手続等の見直しに資する観点からその内容等につい て調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 制限的な応札条件等の見直し

契約に係る応札条件等については、本来受注者に履行能力があることを示すものであれば足りるものである。しかし、次のとおり、特定の実績等に限定した応札条件等を設定しているなど、実質的に応札者等を制限する可能性があると考えられるものがみられた。

(ア) 官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定している例(11府省計58事例)

清掃業務や警備業務などに係る契約について、一般競争入札を実施しているものの、応札条件等として、国、地方公共団体、独立行政法人等の官公庁等に限定した受注実績を求めているなどの例がみられた。これらの契約については、受注者が確実に履行することを確認できればよく、このように受注実績について官公庁等からのものがある者に限定して設定することにより要件を満たす者が限定される可能性があると考えられる。

- 一方、官公庁等からの受注実績を応札条件等に設定せず多数の者が 応札等している例や、官公庁等からの受注実績を応札条件等として設 定していた契約案件について、次年度の同契約においてこれを応札条 件等から除外するなどして、応札者等が増加している例もみられた。
- (4) 特定の資格等がある者に限定して設定している例(14府省計30事例) 印刷物発送業務や調査業務などに係る契約について、一般競争入札 を実施しているものの、応札条件等として、プライバシーマークや専 門統計調査士等の特定の資格等がある者に限定しているなどの例が みられた。これらの契約については、受注者が知見、技能等を有する ことを的確に確認できればよく、このように特定の資格等がある者に 限定して設定することにより要件を満たす者が限定される可能性が あると考えられる。
 - 一方、応札条件等として特定の資格等がある者に限定せず、同等の

知見、技能等を有することを証明すれば足りることとしている例もみられた。

(ウ) 比較的長期間の実務経験等を設定している例(16府省計35事例)

自動車運行業務やデータ入力業務などに係る契約について、一般競争入札を実施しているものの、応札条件等として、10年以上の自動車運転歴や5年以上のデータ入力経験等の比較的長期間の実務経験を求めているなどの例がみられた。これらについては、受注者が業務を確実に履行できることを確認するために設定されるものであるが、比較的長期間の実務経験等を設定している場合、他府省の同種・類似業務における設定年数等と比べて制限的となっている可能性があると考えられる。

一方、他府省の同種・類似業務において、実務経験を求めていない 例や、上記と比べて短期間の実務経験を設定している例もみられた。

イ 仕様の記載内容の見直し

契約案件における公募公告や仕様書等において示された仕様の記載内容については、次のとおり、発注者が求める業務内容に相応した金額で応札等ができない、新規に受注を希望する者に応札等をちゅうちょさせるなどの可能性があると考えられるものがみられた。

(ア) 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例 (7 府省計18 事例)

海外での調査業務やシステム保守業務などに係る契約について、一般競争入札(総合評価落札方式)や公募を実施しているものの、仕様書等において、具体的な現地調査国数が明示されていなかったり、保守の対象となるシステムの概要として機器等の名称が記載されているのみとなっていたりするなどの例がみられた。これらの契約については、具体的な業務内容に関する情報が乏しいことにより、発注者が求める業務内容に相応した入札金額等を積算することが困難となっていると考えられる。

(イ) 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示している例(3府省計9事例)

調査業務や映像検索業務などに係る契約について、業務の実施が可能な者を広く募る目的で公募を行っているものの、公募公告において、応札者等がなかった場合に契約を予定している具体的な相手方の名称を明示している例がみられた。これらの契約については、公示内容として当該業務の実施に必要な条件を記載すれば足りるが、契約を予定する具体的な相手方の名称を明示することにより、新規に受注を希望する者に応札等をちゅうちょさせる可能性があると考えられる。

ウ その他契約における事務手続等の見直し

上記ア及びイのほか、次のとおり、実質的な競争性が確保されていないと考えられるものがみられた。

(ア) 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例 (3 府省計4事例)

カーテン設置業務や浄化槽点検業務などに係る契約について、同一業者と複数の少額随意契約を締結しているが、これらの契約金額の合計が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)で定められた少額随意契約(注)の限度額を超えている例がみられた。これらの契約については、いずれも業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、当該業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施すべきものであると考えられる。

- (注)予定価格が、予決令第99条で規定する金額を超えない場合の随意契約をいう。 以下同じ。
- (イ) 提案書等の審査等に第三者が関与していない例(5府省計6事例) 調査業務や機器賃貸借業務などに係る契約について、一般競争入札 (総合評価落札方式)によっているが、調達要求を行った部署の職員

のみで提案書の審査を行っているなどの例がみられた。これらの契約 については、提案の審査の透明性及び公正性を確保する観点から、落 札者決定段階において、調達要求を行った部署以外の職員、学識経験 者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講ずるよう 努める必要があると考えられる。

(ウ) 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる例(8府省計9事例)

警備業務やシステム運用支援業務などに係る契約について、一般競争入札を実施しているものの、開札日から履行開始までの期間が5日間以下に設定されているなどの例がみられた。これらの契約については、業務遂行に必要な人材や資源を新たに準備するために必要な期間が確保できないことが想定され、新規に受注を希望する者に応札等をちゅうちょさせる可能性があると考えられる。

各府省においては、これまで、より競争性の高い契約方式への移行等が推進されてきているが、一方で、上記のとおり、制限的な応札条件等が設定されるなどにより、実質的に競争性が確保されていない可能性がある例が見受けられたところである。

【所見】

したがって、関係府省は、契約における実質的な競争性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 官公庁等からの受注実績があること、特定の資格等があること、比較 的長期間の実務経験があることなどを応札条件等として求めているもの については、それらの条件が応札者等にとって過度の制約とならないよ う必要最小限のものとすること。(全府省)
- ② 仕様書等に、新規に受注を希望する者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札金額等を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。(消費者庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、

経済産業省、国土交通省、防衛省)

また、公募公告において、契約を予定する相手方の名称を記載しない こと。(内閣府、消費者庁、文部科学省)

- ③ i)同種業務の契約について、分割するなどして少額随意契約としているものについては、一括発注することにより一般競争契約に移行すること。(内閣府、厚生労働省、環境省)
 - ii) 提案書等の審査等において、調達要求を行った部署以外の職員や学 識経験者等を関与させるなど透明性を確保するための措置を講ずるこ と。(金融庁、財務省、防衛省)
 - iii) 開札日から役務等の履行開始までの期間の設定について、契約の対象となる業務の内容に応じて、新規に受注を希望する者が必要な準備を行うことができるよう、十分な期間を確保すること。(国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省)

(2) 適切な予定価格の設定

予定価格については、予決令第80条第1項の規定により、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないこととされ、同条第2項の規定により、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。

また、予決令第99条の5の規定により、随意契約によろうとする場合についても予定価格を定めなければならないこととされ、第99条の6の規定により、その場合にはなるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。

さらに、「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議(注)。20年12月26日最終改定)において、「参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める」こととされた。

(注) 行政効率化関係省庁連絡会議は、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」により廃止された。

今回、18府省の計251会計機関において平成23年度から24年度上半期までに締結された契約案件について、予定価格の設定状況について調査した結果、次のとおり、効率的な予算執行を推進する観点から設定方法等を見直す必要があると考えられるものがみられた。(12府省計120事例)

- ・ 庁舎清掃、廃棄物処理等の業務において、同一役務の調達実績、市場 価格、他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定 しているなどの例 (7 府省計40事例)
- ・ 自動車の賃貸借、健康診断の業務において、予定価格の積算に当たり 事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍の価格差等があるにも かかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例(4府省 計15事例)
- ・ 健康診断、車検整備等の業務において、複数の者から見積書を徴取す

ることができるにもかかわらず1者からしか徴取していない、又は2者以上から徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例(9府省計65事例)

このように、予定価格の設定については、その金額が国の支出額の上限となるため、適切に設定していないことにより調達価格が著しく高額となる可能性もあることを踏まえ、効率的な予算執行を推進する観点から、過去の同一役務等の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を十分に勘案することが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、効率的な予算執行を推進する観点から、予定価格については、市場価格、他の機関の契約金額等の情報を可能な限り収集し、それらを踏まえ適切に設定する必要がある。(公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、復興庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

(3) 低入札価格調査の適正な実施

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第1項ただし書き及び予決令第84条の規定により、予定価格が1,000万円を超える契約で、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合等には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができることとされている。また、予決令第85条の規定により、各省各庁の長は、必要があるときは、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準(以下

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準(以下「低入札価格調査基準」という。)を作成することとされ、予決令第86条の規定により、契約担当官等は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が低入札価格調査基準に該当することとなった場合、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査(以下「低入札価格調査」という。)をしなければならないこととされている。

今回、18府省の計251会計機関において平成23年度から24年度上半期まで に締結された契約案件について、低入札価格調査基準に該当する価格での 入札となった案件への対応状況等について調査した結果、次のような状況 がみられた。

ア 低入札価格調査基準の作成

18府省全てにおいて、訓令等に府省としての低入札価格調査に係る事項が規定されている。

具体的な低入札価格調査基準(物品の製造その他の契約案件)については、9府省では、府省内統一の比率(「予定価格に10分の6を乗じた額に満たない場合」など)が定められている。一方、残りの9府省では、一定の幅を持った比率の範囲内(「10分の5から10分の8の範囲内で契約担当官等が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合」など)で契約担当官、支出負担行為担当官等が作成することとされており、当該府省内に設置された各会計機関において低入札価格調査基準を作成す

る必要があるものとなっている。

上記のうち、後者の9府省の計47会計機関の中には、予定価格が1,000 万円を超える契約を締結しているにもかかわらず、低入札価格調査基準 を作成していないものがみられた。(9府省計36会計機関)

また、実際、これら36会計機関の中には、1,000万円を超える予定価格の10分の5を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せずに契約を締結しているものもみられた。(2府省計3事例)

イ 低入札価格調査の適正な実施等

府省内統一の比率を定めた規程等を整備し、当該比率を低入札価格調査基準としている9府省の計204会計機関における低入札価格調査の実施状況については、作成している低入札価格調査基準に該当する価格での入札案件において、低入札価格調査を実施することなく契約を締結している例がみられた。(2府省計3事例)

一方、調査した会計機関の中には、i)低入札価格調査の実施に加えた取組として、契約に係る仕様書において、低入札価格調査を経て契約を行った場合には、契約後も請負業者からおおむね年3回程度の報告を求める旨明記し、これを入札説明会においても説明を行っている例、ii)低入札価格調査基準を定め、これに該当することとなった案件について適正に調査を実施したことにより、最低価格の入札者の積算に誤りがあることが判明し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることが確認されたことから、次順位者を落札者とした例がみられた。

低入札価格調査については、低価格で業務を受注した者による契約の不履行等を未然に防止し、契約の内容に適合した履行を担保する観点から、低入札価格調査基準を適切に作成した上で適正に実施することが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、契約の適正な履行を確保する観点から、次の

措置を講ずる必要がある。

- ① 契約担当官等において具体的な低入札価格調査基準を作成する必要があるにもかかわらず作成していない会計機関がある府省においては、適切に低入札価格調査基準を作成すること。また、当該低入札価格調査基準に基づき、適正に低入札価格調査を実施すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、復興庁、文部科学省、防衛省)
- ② 低入札価格調査基準に該当する価格での入札案件について、適正に低入札価格調査を実施すること。(厚生労働省、農林水産省)

(4) 再委託等に係る手続の適正化の推進

国が試験、研究、調査、システム開発等を委託する場合、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なうことのないよう、18年8月財務大臣通知等において、契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することが禁止されるとともに、契約の相手方が再委託を行う場合には、国は、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、承認を行うなどとされている。

今回、18府省の計251会計機関において平成23年度から24年度上半期までに締結された契約案件について、再委託又は再請負(以下「再委託等」という。)に係る手続の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 再委託等に関する事項の適切な設定等

再委託等に関する禁止事項や承認手続等について、契約書、仕様書、 入札説明書及び入札公告(以下「契約書等」という。)への記載状況をみ ると、次のとおり、それらの事項が適切に設定されていないなどの例が みられた。

(ア) 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載 が不十分な例(14府省計34会計機関)

複写機等の保守業務やシステム開発業務等に係る契約において、契約書等のいずれにも、i)業務の再委託等に関する事項の記載が全くない例、ii)再委託等の承認手続を明確にするような記載がないなど記載が不十分な例がみられた。

また、これらの中には、実際に、契約の相手方の独断で業務の全部を一括して再委託等が行われているものもみられた。(1府省計2事例)

一方、各府省の中には、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するため、契約の相手方が負う義務を再委託等の相手方等にも遵守させるなどの内容を盛り込んだ契約条項を定めるなど、再委託等に関する事項の設定内容等に工夫を加えている例がみられた。

(イ) 再委託等の相手方、金額等を仕様書で指定している例(1府省1事 例)

施設の維持管理業務に係る契約において、雪囲いの撤去・設置という特定の者に再委託等を行う必要がないと考えられる業務について、 再委託等を行うこと、再委託等の相手方及び再委託等の金額をあらか じめ仕様書において指定している例がみられた。

イ 再委託等の承認に係る審査の適正な実施

再委託等の承認に係る審査の実施状況については、次のとおり、適正 に実施する必要があると考えられる例がみられた。

- (7) 審査を経ず再委託等が行われているなどの例(5府省計18事例) 施設の維持管理業務、会議等の運営業務等に係る契約において、i) 契約の相手方からは再委託等の承認申請がなされたにもかかわらず 審査を実施しておらず、実際に承認のないまま再委託等が行われているもの、ii) 契約の相手方から承認申請がなく、実際に承認のないまま再委託等が行われているものなど、審査を経ず再委託等が行われているなどの例がみられた。
- (イ) 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例(4府省計13事 例)

機器の設置等業務、調査分析業務等に係る契約において、i) 再委託等の金額など審査を行う上で重要な情報について十分に把握しないまま承認している、ii)「業務の主たる部分」と考えられる部分について再委託等の承認申請がなされているにもかかわらず、客観的かつ具体的な根拠によらずこれを承認しているなど、審査の質が十分に確保されていないと考えられる例がみられた。

一方、各府省の中には、審査の質を確保するため、i)仕様書において再委託等をしてはならない「業務の主たる部分」についてその具体的な内容を指定しているもの、ii)規程において原則再委託等が可

能な金額の上限を定めているものなど、再委託等に関する事務手続等 に工夫を加えている例がみられた。

再委託等については、不適切な再委託等が行われることを防止するため、 各府省において、審査、承認等を適正に実施することが重要であると考え られる。

【所見】

したがって、関係府省は、再委託等に係る手続の適正化を一層推進する 観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 再委託等に関する事項(禁止事項、承認手続等)について、契約書等において適切に設定すること。(内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)

また、特定の者に再委託等を行う必要がないと考えられる業務について、あらかじめ再委託等の相手方、金額等を指定しないこと。(環境省)

② 再委託等の承認に係る審査について、適正に実施すること。(宮内庁、 国家公安委員会(警察庁)、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林 水産省、国土交通省)

2 効率的かつ効果的な共同調達等の実施

国が物品、役務等の調達に係る契約を締結する場合、その都度、競争入札 や見積り合わせなどの諸手続を行う必要があり、これらの手続により契約金 額を決定することとなるが、調達数量が多くなるほどスケールメリットが生 じるため調達価格が低減するといわれている。

このようなことから、「行政効率化推進計画」においては、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減の観点から、i)消耗品及び備品の調達に当たり、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること、ii)合同庁舎における各種の役務、物品等の調達について、一括調達を推進すること、iii)複数の調達機関の連名での共同調達を推進すること等とされた。

また、平成21年1月、「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定。以下「運用ルール」という。)が申し合わされ、中央省庁等を7つの調達グループ(合同庁舎単位4グループ、複数府省共同単位2グループ及び府省単位1省。以下「共同調達等グループ」という。)に分け、共同調達等グループ単位を中心として一括調達を行うこととされている。

さらに、「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。)では、「各府省庁は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定・公表する。」こととされ、同計画には、随意契約についてより競争性の高い契約への移行、共同調達等の推進に関する取組内容についても盛り込むこととされている。

今回、18府省の計251会計機関における平成23年度及び24年度の共同調達等 (複数の会計機関間で共通する物品、役務等の調達に係る契約を一括して、又 は共同で実施するものをいう。以下同じ。)の実施状況等を調査した結果、以 下のような状況がみられた。

- (1) 共同調達等の実施による影響等の把握・検証等の実施及び調達の実施方法等の見直し
 - ア 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等の取組状況

各府省の本府省においては、運用ルール等に基づき共同調達等グループ単位を中心として、また、地方支分部局等においてはそれぞれの実情等を踏まえ、それぞれ共同調達等の対象とする案件の範囲を拡大するなどの取組を推進している。

このような状況の中、これまでの共同調達等の実施による影響等(調達価格の低減等のメリット・デメリット)については、各府省が本部決定に基づき公表している平成24年度末における調達改善計画の実施状況の自己評価結果によれば、共同調達等を実施している全案件ごとにその実施による効果等(経費の削減額や削減率など)に関する内容を記載している府省が18府省中3府省(16.7%)みられた。一方、共同調達等の実施による経費の削減などの影響等に関する記載がないものが18府省中2府省(11.1%)みられた。

イ 共同調達の実施による影響等の把握、検証等の実施及びその結果を踏まえた調達の実施方法等の見直し

各府省が実施又は参加している共同調達等の案件の中には、事務用消耗品の仕様・規格について特定の製品を指定しており、他の共同調達の案件における同一仕様・規格の品目より調達単価が3割程度割高となっているなど、より効果的かつ効率的な共同調達等を実施する観点から、これらの実施による影響等の把握、検証等の実施及びその結果を踏まえた調達の実施方法等の見直しを検討する余地があると考えられる例がみられた。(1事例)

一方、各府省の中には、実施している事務用消耗品等の調達案件について、経費削減効果を検証して契約方法を見直した結果、平成23年度の全調達品目のうち約7割の品目について、24年度の調達単価が低減されている(最大約4割低減)などの例がみられた。

なお、調査した各府省からは、共同調達等の実施による影響等の把握、 検証等について、i)調達単価は当該品目の原材料の価格変動等の共同調 達等の実施以外の要素の影響を受ける場合もある、ii)共同調達等の実施 による影響等の把握、検証等の方法が分からないなどの意見等が聴かれた。

(2) 各府省における共同調達等の取組の一層の推進

ア 本府省における共同調達等の一層の推進

各府省の本府省においては、運用ルール等に基づき、平成23年度から、 共同調達等グループ単位を中心として、毎年度共同調達等の対象案件を 拡大するなどの取組を積極的に推進しており、23年度では延べ103件、24 年度では延べ163件の共同調達等を実施している。

しかし、各府省における調達の実施状況をみると、共同調達等グループ内の他府省が実施している共同調達に参加していないなど、現状においては共同調達等を実施していないが、これらの実施を検討する余地があると考えられる例がみられた。(計12事例)

一方、各府省の中には、少額随意契約により単独で調達してきていた 官用車の車検整備業務について、他の会計機関との共同調達等(一般競 争契約)を行うことにより調達単価が約6割低減されているなど、積極 的に共同調達等を推進し、効果を上げている例もみられた。

イ 地方支分部局等における共同調達等の一層の推進

各府省が策定している平成25年度の調達改善計画によれば、会計機関が置かれている地方支分部局等を有する15府省中12府省(80.0%)において地方支分部局等における共同調達等の取組に関する内容が盛り込まれている一方、残りの3府省(20.0%)においては、地方支分部局等における共同調達等の取組に関する内容が盛り込まれていない状況となっている。

また、調査した各府省の地方支分部局等においては、それぞれの調達の状況や地域の実情等に応じて、同一の合同庁舎に入居する官署間、近隣官署間、同一府省の官署間等での共同調達等の取組を推進しているものの、特に小規模な官署においては、各官署共通の物品、役務等について各々が少額随意契約により調達している場合も多く、平成24年度においては、調査した208会計機関のうち52会計機関(25.0%)で共同調達等

を行っていない状況となっている。

このような状況の中、各府省の地方支分部局等の中には、次のとおり、調達の実施状況等からみて、各官署が共同調達等を実施することにより少額随意契約を一般競争契約に移行することが可能であると考えられるなどの例がみられた。

(ア) 他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約 への移行が可能であると考えられる例(計7事例)

合同庁舎の清掃業務やコピー用紙の調達について、複数の官署による共同調達等の実施が可能であると考えられるにもかかわらず、現状、各官署が個々に契約を行い、中には少額随意契約により調達している官署もあるなどの例がみられた。

なお、上記の合同庁舎の清掃業務については、近隣の合同庁舎では 入居官署の専用部分も含めて一括して一般競争契約により調達して いる例もみられた。

(イ) 調達の実施状況からみて共同調達等の実施が可能であると考えられる例(計4事例)

入居している合同庁舎の入居官署等間でコピー用紙の共同調達が実施されているが、この共同調達に参加せず、独自にコピー用紙の調達を行っており、双方とも受注業者は同じであるにもかかわらず、調達単価が若干高くなっているなどの例がみられた。

一方、各府省の地方支分部局等においては、より効率的な調達を行う 観点から、少額随意契約により調達していた事務用消耗品やトナーカー トリッジ等について、複数の会計機関分を一括して調達することにより 一般競争契約に移行したものや、地方公共団体を含めた共同調達が行わ れているものなど、各官署の実情等に応じて工夫した共同調達等の取組 を実施している例などがみられた。

共同調達等については、これまで各府省においてその対象とする案件を拡

大するなど取組が推進され、各府省における調達事務の中で一定程度定着してきており、また、調達コストの削減を図る観点からも一定の効果がみられているところである。

今後、各府省においては、実施している共同調達等が一層効率的かつ効果的なものとなるよう、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、その実施方法等の不断の見直しを行うとともに、それぞれの実情等を踏まえ、共同調達等の取組を一層推進することが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、 調達コストの削減等一層効率的かつ効果的な調達を行う観点から、次の措置 を講ずる必要がある。

- ① 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等について、他府省における取組例等を参考とするなどしてその方法を検討し、案件ごとに適切に実施すること。また、それらの結果を踏まえ、調達の実施方法等の見直しを推進すること。(全府省)
- ② 本府省においては、各府省に共通する物品、役務等の調達について、これらの実施状況や各府省の実情等を踏まえ、共同調達等の実施が可能であると考えられるものについては、共同調達等を積極的に推進すること。(全府省)

また、会計機関が置かれている地方支分部局等を有する府省においては、 地方支分部局等の各官署に共通する物品、役務等の調達について、特に、 各々が少額随意契約としているものを一括発注して一般競争契約に移行す るなど、共同調達等の取組を積極的に推進すること。(内閣府、宮内庁、公 正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、外務省、財務 省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環 境省、防衛省)

3 契約に係る点検機能の一層の充実等

(1) 第三者機関の運営方法等の改善

国における公共調達のうち、公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。23年8月9日一部変更)により、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について、入札監視委員会等の第三者機関の意見を反映する仕組みが導入されている。

また、公共工事以外の物品、役務等の調達についても、監視体制の充実強化を図る観点から、19年連絡会議申合せにより、各府省において、全ての契約の監視を行う第三者機関を設置することとされた。19年連絡会議申合せにおいては、第三者機関については、i)本府省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置すること、ii)1者応札となっているもの等を重点的に監視すること、iii)第三者機関の審議概要を公表することとされた。

今回、各府省における第三者機関の設置状況、各府省に設置された第三者機関における、平成21年度から25年度までの各委員(以下「委員」という。)に対する契約に関する情報提供の状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 第三者機関による契約監視の仕組みの整備等

平成 25 年 12 月末現在、各府省の本府省及び外局の内部部局に計 32 機関、地方支分部局等に計 130 機関の合計 162 の第三者機関が設置されている。

しかし、各府省の中には、第三者機関による契約監視の仕組みがない 例や仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていない例が みられた。(4府省)

イ 第三者機関における情報提供方法等の見直し

第三者機関による契約案件の審議方法は、第三者機関の事務局となっている部署等において取りまとめた全契約案件(少額随意契約を除く。)

の一覧(以下「契約一覧」という。)を委員に提出し、委員が契約一覧を 基に抽出した契約案件について、年間数回開催される第三者機関の審議 に付しているものが多い。

しかし、18 府省の計 251 会計機関に設置された第三者機関 81 機関について調査した結果、契約一覧の内容等については、応札者数、契約相手方等の事項が含まれていないなど、委員が審議案件を抽出するための情報が不足している例がみられた。(9 府省計 31 機関)

一方、各府省の中には、第三者機関における適切かつ効率的な審議に 資するため、契約一覧に、応札者数、契約の相手方等の情報に加え、i) 公益法人が応札者となっている案件か否か、ii)低入札価格調査の対象 案件か否かなどの情報を盛り込むなど、委員への情報提供を充実させる ための独自の工夫を行っている例もみられた。

ウ 第三者機関における審議結果等の情報共有の推進

第三者機関において実際に審議されるのは、その監視対象となる全契 約案件の中から事前に委員が抽出したごく一部の契約案件となっている のが現状である。

このような状況の中で、各府省の本府省及び外局の内部部局に設置された第三者機関(16 府省計 24 機関)における審議結果等について、府省内への情報提供の状況をみると、16 府省全てにおいて審議結果等がホームページに掲載されていた。しかし、それに加え、第三者機関の監視対象となる全会計機関に審議結果等を事務連絡で送付するなど、これらの情報が審議対象となった契約案件を担当する会計機関以外も含む全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組を行っているのは、6 府省の計 6 機関にとどまっていた。

第三者機関は、国における契約について、その適正な実施を確保するなどのために第三者の監視に係らしめるものであることを踏まえ、一層有効に機能するものとすることが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、第三者機関による契約監視の一層の充実を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 第三者機関による契約監視の仕組みがないものについては、この仕組みを整備すること。なお、整備する第三者機関においては、委員への契約に関する情報の十分な提供等を行うこと。(消費者庁、復興庁)

また、契約監視の仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていないものについては、全契約案件を監視対象とすること。(国土交通省、環境省)

- ② 第三者機関の審議が適切かつ効率的に行われるよう、委員への契約に 関する情報の十分な提供を行うこと。(公正取引委員会、金融庁、法務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ③ 第三者機関による審議対象となった契約案件の担当会計機関だけでなく、第三者機関の監視対象となる全会計機関において契約の見直しに活用できるよう、審議結果等の情報提供の一層の充実を図ること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(2) 内部監査の実効性の確保・向上

内部監査の実施等については、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)や18年8月財務大臣通知において、i)内部監査を実施するに当たっては、入札及び契約の適正化を図るための措置並びに再委託の適正化を図るための措置に留意して行うこと、ii)監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上に努めること、iii)内部監査により見直した事例については、本省庁において一元的に管理し、データベース化を進めるなど情報の共有に努めること等とされた。

また、「平成13年度決算検査報告」(平成14年11月会計検査院)においては、内部監査の実効性を確保するためには、監査対象とした会計機関に対する指導等にとどまらず、監査結果等を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知することなどが有効であるとされている。

今回、18 府省の本府省及び外局の内部監査を実施する部局における、平成21年度から25年度までの内部監査の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 内部監査実施の仕組みの見直し

各府省の中には、外局が内部監査の対象となっておらず、内部監査を 実施するための仕組みが不十分な例がみられた。(1府省)

イ 内部監査の実施方法等の見直し

各府省の中には、次のとおり、内部監査の実効性の確保・向上を図る 観点から、その実施方法等を見直す必要があると考えられる例がみられ た。

- ・ 少額随意契約とすることが可能な上限額を大幅に上回る額で少額随 意契約が継続的になされてきているにもかかわらず、これまでの内部 監査において一般競争契約に改めるよう指摘された実績がない例(1 府省1事例)
- ・ 内部監査において、随意契約における1者見積りの見直しや、備品

等の調達における不適切な分割発注による少額随意契約の改善について指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例(2府省計2事例)

- ・ 監査マニュアル等が策定されていない例(1府省)
- ・ 内部監査の実施に当たり使用する監査マニュアル等に、監査事項等 として「再委託の適正化を図るための措置」が盛り込まれていない例 (6府省計6部局)や、当該事項等が随意契約に係る案件のみに限定 されている例(5府省計8部局)

なお、上記の例で挙げた 11 府省計 14 部局の監査対象となっている 各会計機関において、再委託に係る手続等が適正に行われていないと 考えられるなどの例がみられたところである(項目 1 (4)参照)。

・ 監査結果等を、監査実施対象とならなかった会計機関に周知してい ない例(4府省計4部局)

一方、各府省の中には、監査結果のみならず、監査マニュアル等も府省内に情報提供するなど、内部監査をより実効性のあるものとするため、独自の工夫を行っている例もみられた。

各府省が実施している内部監査については、個別の問題点等についての 指摘等を行うのみならず、各府省における会計経理や予算執行の適正化、 それら事務手続の効率性等に関する評価を行い、その結果を契約事務の見 直しに活用することができるものとすることが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、内部監査による契約の適正化の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 外局について内部監査を実施するための仕組みが不十分なものについては、全ての部局が内部監査の対象となるよう、仕組みを見直すこと。 (環境省)
- ② 内部監査の実効性の確保・向上を図るため、内部監査の実施方法の見

直し、監査マニュアル等の策定及び必要な見直しなど、内部監査の適切な実施のための措置を講ずること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、復興庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省、防衛省)

4 「電子調達システム」の活用

各府省が締結している契約の適正化に資するため、18年8月財務大臣通知において、各府省は、国の支出の原因となる契約に係る情報(契約金額、契約の相手方の名称等、一般競争又は指名競争の別、随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由等)について公表するとともに、毎年度、18年8月財務大臣通知に基づく契約に関する統計(以下「契約統計」という。)を作成し財務大臣に送付すること等とされている。

今回、18 府省の計 251 会計機関における平成 23 年度から 24 年度上半期までの契約の締結状況等について調査した結果、他府省における契約の実施方法、仕様等の内容の詳細な情報等を把握することができていないことなどにより、i) オンライン情報サービス提供業務や複写機の保守等業務の調達について、一般競争契約としている府省がある一方で、競争性のない随意契約としている府省がある、ii) 広報媒体(広報誌、DVD等) の制作業務の調達について、平成 18 年 7 月に財務大臣との包括協議が整い、各府省の長による個別協議を経ることなく総合評価落札方式を採用することが可能となっているが、企画競争による随意契約としている府省があるなど、各府省が調達している同種の業務であっても、府省により契約方法が区々となっている例がみられた。(計4事例)

一方、平成26年1月現在、国が行う役務、物品等の調達に係る内部手続を原則電子化し、調達手続の合理化、情報の一元化等による企業等の利便性の向上、行政事務の簡素化・効率化等を図るため、総務省において「電子調達システム」の開発が行われており、平成26年3月から28年3月までに各府省等で順次導入予定となっている。

同システムにより、各府省が作成している契約統計等の対象となっていない少額随意契約も含め、各府省が締結する契約案件について、広くその仕様等の内容の情報を把握することが可能となる予定である。

このため、今後、各府省は、同システムを活用して他府省における契約に

関する情報を参考にするなどにより、契約に係る仕様等の見直し、複数の少額随意契約を一括した一般競争契約への移行、共同調達等の一層の推進等、 契約について不断の見直しを行うことが重要であると考えられる。